

信濃美術館整備委員会設置要綱

(目的)

- 第 1 長野県信濃美術館（以下「美術館」という。）の整備に必要な事項について検討するため、信濃美術館整備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 委員会は、整備後の美術館の開館まで設置するものとする。

(検討事項)

- 第 2 委員会は、次の事項について検討するものとする。

- (1) 展覧会、コレクションに関する事
- (2) 美術館教育に関する事
- (3) 県内美術館及び地域との連携に関する事
- (4) 管理運営体制に関する事
- (5) 施設整備に関する事
- (6) その他美術館の整備に必要な事項に関する事

(組織)

- 第 3 委員は、美術館の館長予定者及び学識経験者その他知事が適当と認める者のうちから知事が委嘱する。
- 2 委員会は委員 17 人以内で組織する。
- 3 委員の任期は委嘱の日から 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第 4 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により決定する。
- 2 委員長は、委員会を統括する。
- 3 委員会に委員長代理を置き、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長に事故等があるときは、委員長代理が、その職務を代理する。

(会議)

- 第 5 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(専門委員会)

- 第 6 委員会に、専門的見地から検討するため、専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会の委員は、委員会の委員その他委員長が適当と認める者のうちから委員長が指名する。
- 3 専門委員会の設置に関し必要な事項は別に定める。

(庶務)

- 第 7 委員会の庶務は、県民文化部文化政策課信濃美術館整備室において処理する。

(雑則)

- 第 8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 29 年 1 月 31 日から施行する。